

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化するための施設・設備の整備等を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第5欄に掲げる基準額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、当該額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「算定基準額」という。）に、同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第1欄に掲げる各事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、鳥取県福祉保健部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1-1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請及び実績報告をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 前項の規定による交付決定は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表の第1欄に掲げる各事業の補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号または第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1-2号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月末日までに様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、仕入控除税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行し、令和8年度事業から適用する。